

i n f o r m a t i o n 情 報 館 i n f o r m a t i o n



軽自動車税が コンビニエンス・ストアで 納付できます

平成20年度発行分の軽自動車税が指定のコンビニエンス・ストア(以下「コンビニ」)でも納付できるようになりました。コンビニ納付を可能とするため納付書の様式を変更しました。バーコードがついている納付書はコンビニでも納付できます。

なお、軽自動車税納税証明書(継続検査用)の有効期限欄に「*」印のある方は使用できませんので収税課までご連絡ください。

納期限 6月2日(月)
納付場所 銀行、信用金庫、農協、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニ
◎ただし、コンビニ、ゆうちょ銀行、郵便局は納期限までの取り扱いです。
問い合わせ ▶納付について…収税課(☎2998-9073・FAX2998-9409) ▶課税・廃車について…市民税課(☎2998-9064・FAX2998-9409)

下水道排水設備指定工事店の指定

■次の工事店を指定
(有)福留設備工業(新座市石神2-3-17/☎048-481-7476)

■次の工事店の店名が変更
(株)ミヤザキ(旧店名:有)ミヤザキ
■次の工事店の指定を廃止
(株)コヤノ建築事務所
問い合わせ 下水道総務課(☎2998-9213・FAX2998-9408)

狭山ヶ丘土地区画整理事業に係る 審議会委員の選挙人名簿の縦覧

委員の任期満了(7月24日)に伴い、7月13日(日)を選挙期日とし、選挙人名簿の縦覧を行います。

縦覧期間 5月14日(水)〜27日(火)／午前8時30分〜午後5時
縦覧場所 狭山ヶ丘区画整理事務所(東狭山ヶ丘3-2853)
問い合わせ 狭山ヶ丘区画整理事務所(☎2925-9641・FAX2924-3315)

公共下水道処理区域拡大に伴う縦覧

5月20日より、新たに公共下水道処理区域が拡大されますので、公示および関係図面の縦覧を行います。
縦覧期間 5月2日(金)〜19日(月)

縦覧場所・問い合わせ

・下水道維持課(☎2998-9211・FAX2998-9408)

国民生活基礎調査にご協力を

今後の厚生労働行政の企画・立案に必要な基礎資料を得るために同調査を実施します。調査員がお伺いした際は、ご協力をお願いします。
対象 厚生労働省が無作為に抽出した地区のすべての世帯の方
調査方法 4月下旬〜6月上旬に、対象となった世帯に調査員が伺います。調査票をお渡ししますので、「記入のうえ、後日、回収に伺った調査員にお渡しください。」
問い合わせ 所沢保健所(☎2922-2167・FAX2920-0308)

中小企業経営者向け金融 ・経営無料の相談会

とき 5月2日(金)、6月6日(金)・いずれも午後1時30分〜4時30分
ところ 市役所2階204会議室
対象 中小企業経営者(個人・法人問わず)

◎申し込み順に予約を受け付けます。
申し込み・問い合わせ 商工労政課(☎2998-9155・FAX2998-9162)へ電話・FAX



第10回「J」さわ旬の市」を開催

とき 5月24日(土)・25日(日)／午前10時〜午後5時
ところ 西武鉄道車両工場跡地(所沢駅西口徒歩2分)

内容 ▼所沢の季節の農産物市▼お茶の物産市▼ところざわ観光物産市▼全国物産市▼埋蔵文化財出土品展▼企業コーナー▼フリーマーケット▼模擬店コーナー▼ステージイベント等
問い合わせ ところざわ旬の市実行委員会(商工労政課内/☎2998-9155・FAX2998-9162)

里山体験講座

「お茶摘みとお茶作りに挑戦!」
とき 5月18日(日)／午前10時〜午後2時30分
集合 狭山丘陵いきものふれあいの里センター
参加費 300円(保険代・資料代)
対象 幼児から大人(幼児、小学生は保護者と参加)

定員 20人(応募多数の場合抽選)
持ち物 風呂敷、飲み物、筆記用具、軍手など
申し込み・問い合わせ 5月10日(土)まで、往復はがきに参加希望者全員の住所・氏名・年齢(学年)・電話番号を明記し、狭山丘陵いきものふれあいの里センター(〒359-1133・荒幡782/☎2939-9412)へ郵送

J」親子で楽しむ運動遊び

とき 第17回:5月17日(土)、第18回:6月7日(日)／いずれも午前10時30分〜午後0時30分
ところ 市民体育館

会費や負担金がいらぬ 所沢市子ども災害見舞金が変わりました

子ども災害見舞金は、子どものけがに対し、治療の程度に応じて見舞金を支給する制度です。加入手続きや会費は必要ありません。

なお、4月1日から支給金額などが一部変更となりました。

対象 受傷時に所沢市に住民登録または外国人登録している子ども
■平成20年3月31日までのけが
1歳〜15歳までの子ども
■平成20年4月1日以降のけが
義務教育終了時までの子ども(ただし、生活保護法による保護を受けている子どもや、乳児医療等で医療費の助成を受けている子どもは対象外)

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	50万円
2等級	全治1年以上の傷害	15万円
3等級	全治6か月以上の傷害	7万円
4等級	全治3か月以上の傷害	4万円
5等級	全治2か月以上の傷害	3万円
6等級	全治1か月以上の傷害	2万円
7等級	全治1週間以上の傷害	1万円

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	50万円
2等級	治療期間が1年を超え、かつ治療実日数が180日以上	15万円
3等級	治療期間が6か月を超え、かつ治療実日数が90日以上	7万円
4等級	治療期間が3か月を超え、かつ治療実日数が45日以上	4万円
5等級	治療期間が2か月を超え、かつ治療実日数が30日以上	3万円
6等級	治療期間が1か月を超え、かつ治療実日数が15日以上	2万円

となりません。)
【対象となる事故】
●公園・広場等での遊び中のけが
●スポーツによるけが
●家庭などでのやけどやけが
●その他、生活全般にわたるけが
【対象外の事故】
◆交通事故によるけが
◎16インチ以上の自転車に乗車中のけがは、交通事故になります。
◆幼稚園、保育園、小・中学校でのけが、および登下校やクラブ活動など学校管理下でのけが:独立行政法人日本スポーツ振興センターの対象になりますので、園または

政法人日本スポーツ振興センターの対象になりますので、園または

卸売市場「お客様感謝デー」

とき・ところ 5月17日(土)／午前9時〜正午・所沢総合食品地方卸売市場(南永井867-1) 関越自動車道所沢IC北側(大型駐車場完備)
問い合わせ 株式会社西都食品流通センター(☎2945-1118・FAX2945-1119)

赤十字救急法講習会

とき 6月17日(火)〜20日(金)／午前9時30分〜午後4時30分(全4日)
ところ 市役所8階・大会講室
内容 ①基礎講習(17日):一次

学校に申し出てください。
請求期間 災害発生日から2年以内
請求方法 市役所2階・交通安全課、各出張所に備え付けの①〜③の書類に必要事項を記入して、交通安全課へ提出してください。

①子ども災害見舞金請求書(保護者が記入)
②医師の診断書(治療期間、治療実日数の記載してあるもの。1等級を請求の場合は死亡診断書または検案書)
③口座振替依頼書(請求者本人の口座。現金受け取りを希望の方は不要)

【注意事項】
▼治療期間と治療実日数に応じて支給します。診断書はなるべく治療後にお取りください。
▼必要書類にかかる費用は、請求者の負担となります。
▼見舞金は災害を受けたつご、請求することができません。
▼請求後1か月ほどで支給します。
▼印鑑(朱肉を使うもの)をお持ちください。
問い合わせ 交通安全課(☎2998-9140・FAX2998-9162)

救命処置の基本②救急員養成講習(18日〜20日):…応急手当の方法
◎①の基礎講習検定合格者のみが、
◎②の救急員養成講習を受講できます。
対象 15歳以上の方
定員 申し込み先着15人
受講料 3,000円(教材費等)
◎①の基礎講習検定不合格者には、1,500円を返却します。また、市内在住・在学の高校生以下(保護者の承諾書が必要)の方は無料です。
申し込み・問い合わせ 5月1日(木)から23日(金)までに、市役所1階・福祉総務課(☎2998-9111・FAX2998-1147)へ直接または電話

申し込み・問い合わせ 5月1日(木)から23日(金)までに、市役所1階・福祉総務課(☎2998-9111・FAX2998-1147)へ直接または電話